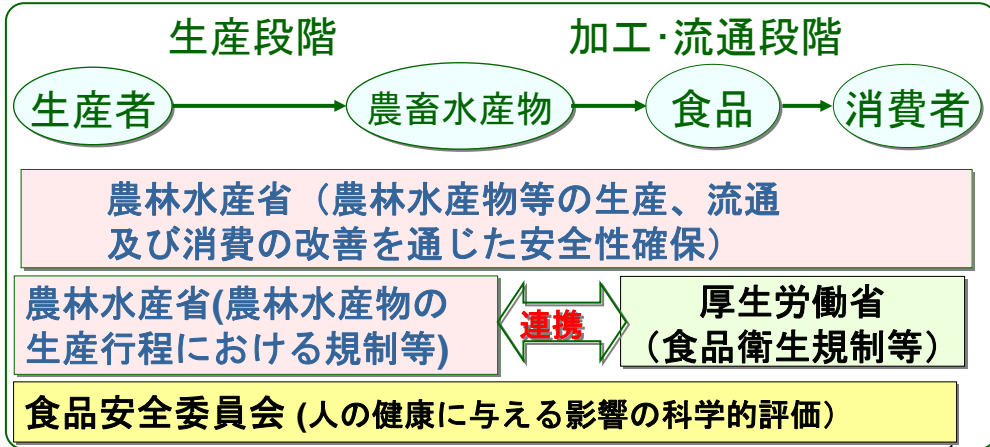


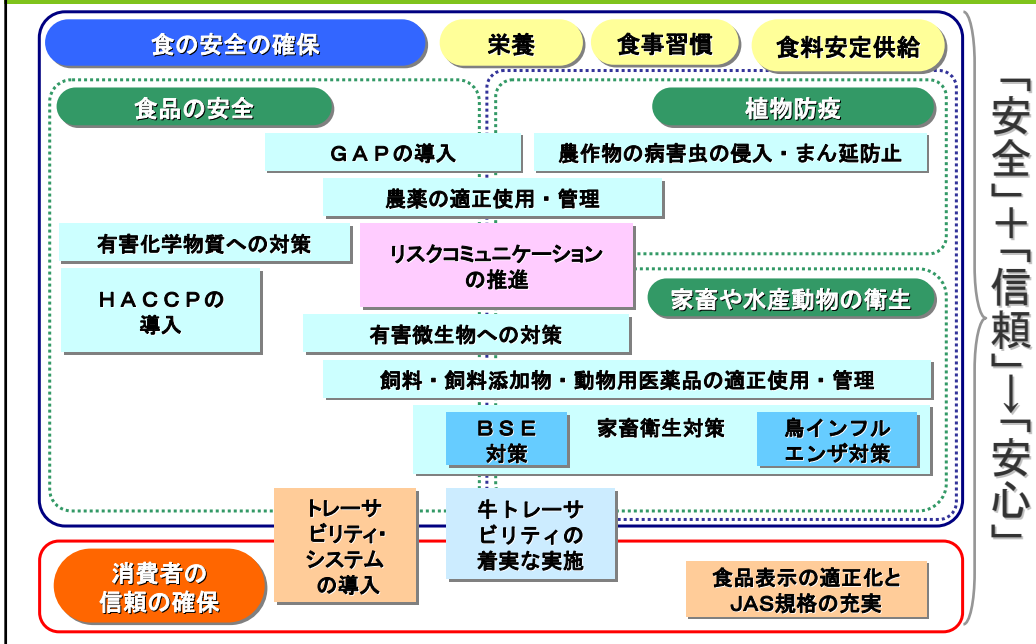
農場から食卓までの安全対策の徹底

消費者に安全な食料を供給するためには、生産段階から消費段階にわたる安全対策の徹底が必要



〈平成17年5月25日(参)(自)政策審議会勉強会提出資料を修正〉

農林水産省の「食の安全と消費者の信頼の確保」に関する施策



食品安全確保のための施策

リスクに基づいた措置

- リスク分析

- 科学に基づく ← WTO SPS協定 第2条2※

※ 加盟国は、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な範囲で、科学的な原則に基づいてSPS措置を適用すること及び十分な科学的証拠なしにSPS措置を維持しない。

法律に基づいた措置

農薬、肥料、飼料、動物用医薬品等の生産資材の品質の保全や適正な使用等を確保するための製造、販売、使用等の規制

(農薬取締法、肥料取締法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、薬事法(厚労省共管)等)³

コーデックス委員会で適用する リスク分析の作業原則(2003年に合意)

- このリスク分析の原則は、コーデックス委員会の枠組みの中で適用
- 主な内容は以下の通り、
- リスク分析は、**リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションの3要素**で構成
- リスク評価とリスク管理は、**機能的に分離するとともに相互作用**は不可欠
- あらゆる関係者とのコミュニケーションは、リスク分析の全過程を通して確保
- 予防的措置は、リスク分析の固有の要素

4

食品安全に係るリスク分析

何らかの問題が発生する可能性がある場合、**問題発生を未然に防止**したり、**悪影響の起きる可能性を低減**したりすること

■ リスク管理

どの程度のリスクがあるのかを実態調査等により知った上で、全ての関係者と協議しながら、**リスク低減のための政策・措置を検討**し、必要に応じて適切な政策・措置を**実施**すること

■ リスク評価

食品に含まれる有害物質などを摂取することにより、どのくらいの確率でどの程度の健康への悪影響が起きるかを**科学的に評価**すること

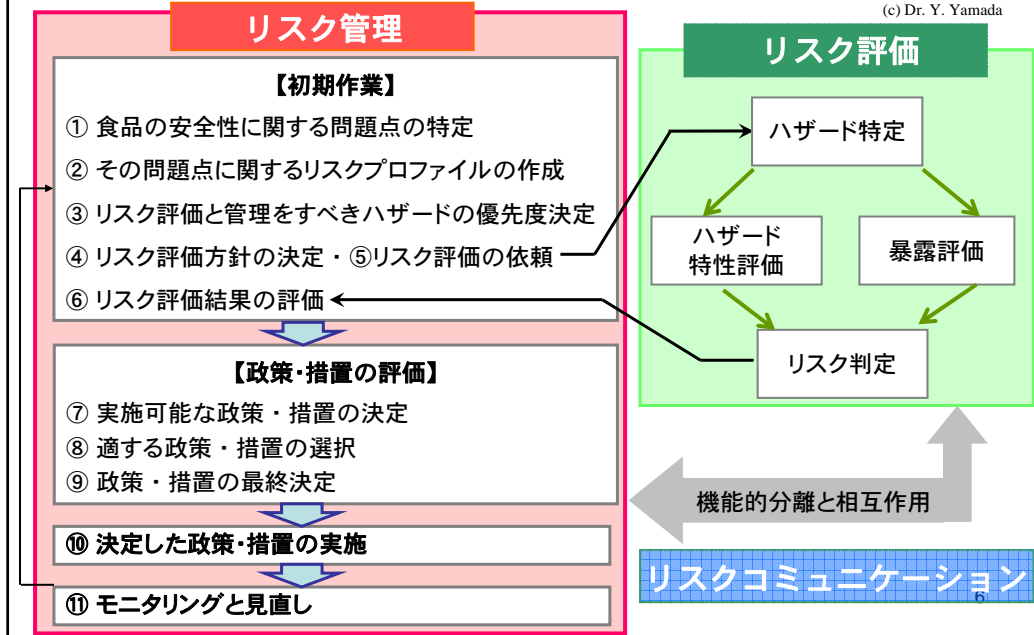
■ リスクコミュニケーション

リスク分析の全過程において、食品事業者、消費者など関係者間でリスクについての**情報・意見を交換**すること

5

食品安全に係るリスク分析の枠組み

(c) Dr. Y. Yamada



リスク管理の標準手順書の作成 (Standard Operating Procedure)

公表：平成17年8月25日  マニュアルではない

【内容】

農林水産省が行うリスク管理(危害要因に関する情報の収集・分析、データの作成、リスク評価の諮問、施策の検討・決定に当たり考慮すべき事項等)の標準的な手順を明確にした手順書

【効果】

- ・ 科学的原則に基づいて国際的に合意された枠組みに則ったリスク管理が可能
- ・ リスク管理を一貫した考え方の下で実施
- ・ リスク管理の過程で利害関係者の意見を反映

SOPに基づく具体的な取組①

- 優先的にリスク管理を行うべき**有害化学物質**のリスト
(H18.4.20公表)
- 食品の安全性に関する**有害化学物質**のサーベイランス・モニタリング計画
 - ◆ 中期計画(H18.4.20公表)
 - 今後**5年間**に実態調査を実施すべき**有害化学物質**リスト
 - ◆ **18年度**年次計画(H18.6.30公表)・・・**19年度**計画検討中
 - **18年度**に実態調査を実施すべき**有害化学物質**リスト
- サーベイランス・モニタリングを実施する際には、分析法の妥当性確認と精度管理を要求

8

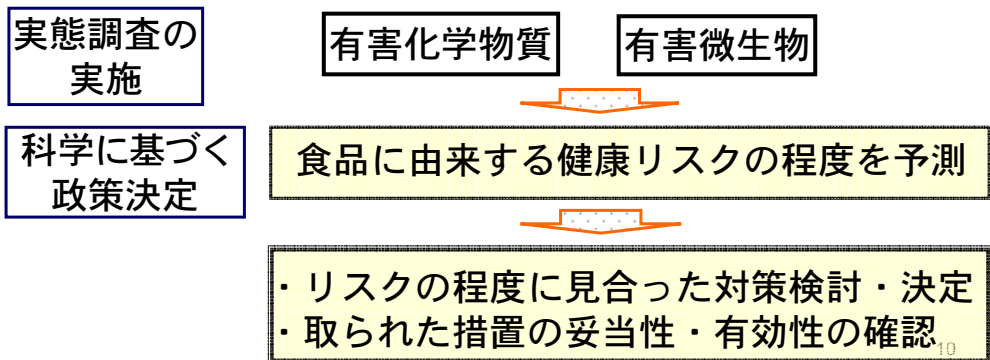
SOPに基づく具体的な取組②

- 優先的にリスク管理を行うべき有害微生物のリスト (H19.4.25公表)
- 食品の安全性に関する有害微生物のサーベイランス・モニタリング計画
 - ◆ 中期計画 (H19.4.25公表)
 - 今後5年間に実態調査を実施すべき有害微生物リスト
 - ◆ 19年度年次計画 (検討中)
 - 19年度に実態調査を実施すべき有害微生物リスト

9

有害化学物質・有害微生物の汚染実態調査

- 国際的な動向として、健康への悪影響を未然に防止するための政策を科学に基づいて決定するために、食品に由来する健康リスクがどの程度あるのかを予測する必要
- このため、フードチェーンにおいてどのような有害化学物質や有害微生物が含有されているかの実態調査が必要



リスク管理型研究(H17年度～)

【背景】

行政ニーズや社会ニーズに即して食品安全、動物衛生及び植物防疫を向上させるため、**科学的・客観的な知見を的確にリスク管理に反映させる仕組みが不可欠**

行政

施策に役立つ調査研究結果の迅速な活用

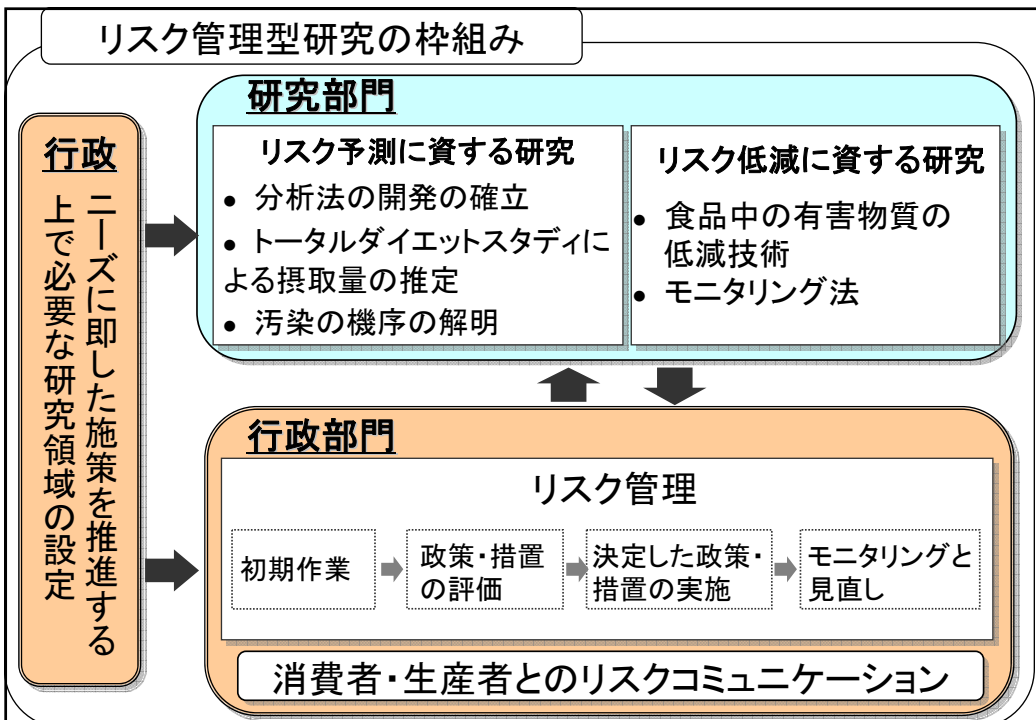
一体的
推進

研究チーム

リスク管理に関する研究開発の強化

調査研究の実施段階から進捗に合わせて行政と調査研究チームが密接に相互連携し、一体となって推進する方式の導入。

リスク管理型研究の枠組み



(参考)

- 農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書
(http://www.maff.go.jp/syohi_anzen/risk/sop.html)
- サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン
(http://www.maff.go.jp/syohi_anzen/risk/guideline.html)
- 先端技術を活用した農林水産研究高度化事業のうちリスク管理型
(<http://www.s.affrc.go.jp/docs/news/koubo/high.htm>)